

串間市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）の普及促進を図り、クリーンエネルギーを積極的に利用するまちづくりの推進及び市内産業の活性化を図るため、発電システムの設置者に対して、予算の範囲内において串間市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和55年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象発電システム)

第2条 補助金の交付対象となる発電システムは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適したものであること。
- (2) 低圧配電線と逆流有りで連系し、電力会社と電力受給に関する契約を締結すること。
- (3) 太陽電池の最大出力（対象発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てるものとする。))が、10kW未満のものであること。
- (4) 未使用のものであること。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 電力会社と電灯契約を結んでいる、又はこれから契約を結ぶ個人であること。
- (2) 自ら居住するために用いる市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に発電システムを新たに設置する者又は建売住宅供給者等から市内に発電システム付き住宅を購入する者。
- (3) 本人及び本人と同一世帯に属する者が、市税等を完納していること。
- (4) この要綱に基づく補助金の交付をこれまで受けていない者。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 市内の施工業者又は販売業者（法人の場合は串間市に事業所登録がある業者、個人事業者の場合は串間市に住民登録のある業者とする。）が施工又は販売する場合 1kW当たり3万円に発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。）とする。ただし、12万円を限度とする。また、次条第1項第7号により定められた書類を提出した場合に限り、これに該当するものとする。
- (2) 市外の施工業者又は販売業者が施工又は販売する場合 1kW当たり1万円に発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値を乗じて得た額（千円未満の端

数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。)とする。ただし、4万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、発電システムの設置工事(建売住宅供給者等から市内に発電システム付き住宅を購入する者は住宅の引き渡しとする。以下「設置工事等」という。)に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 発電システム設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し(契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、内訳が明記されている見積書の写しを添付)
- (2) 発電システムの形状、規格等の仕様のわかる書類
- (3) 設置場所及び付近の見取り図
- (4) 工事着手前の現況写真(建売住宅供給者から住宅を購入する者は、除く。)
- (5) 申請者及び同一世帯人がわかる住民票(ただし、新しく住宅を建築して発電システムを設置する場合は、実績報告書に新しい住所の住民票を添付して提出すること)
- (6) 申請者及び同一世帯人の市税納税証明書又は滞納の無いことの証明書
- (7) 申間市内の施工業者又は販売業者が施工又は販売する場合はそれぞれ当該各号に定める書類
 - ア 施工業者又は販売業者が法人の場合 事業所の所在地証明書の写し
 - イ 施工業者又は販売業者が個人の場合 事業者の住民票の写し
- (8) 設置する建物が、自己の所有でない場合は、建物所有者の承諾書
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 補助は、1住宅に1回限りとする。

3 市長は、第1項の補助金交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、補助することを決定したときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付すことができる。

3 市長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(発電システムの設置等)

第7条 発電システムの設置工事等の着手は、前条の交付決定通知を受理した後とする。

(計画変更等の承認)

第8条 第6条の規定により決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助

金交付申請内容を変更する場合、又は発電システムの設置工事等を中止する場合は、速やかに住宅用太陽光発電システム設置計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付申請額を増額することはできない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、設置工事等を完了した日から起算して30日を経過する日、又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）発電システムの設置費に係る領収書の写し
- （2）支出した対象システムの設置に係る経費の内訳が明記されている内訳書の写し
- （3）発電システムの設置状況を示す写真
- （4）竣工検査の試験記録書の写し
- （5）電力会社との電力受給契約書の写し
- （6）その他市長が必要と認めるもの

（補助金交付額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に請求書（様式第8号）を提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）不正の手段により補助金を受けたとき
- （2）補助金交付の条件に違反したとき
- （3）補助金を他の用途に使用したとき
- （4）この要綱の規定に違反したとき

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力）

第14条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電料及び買電料のデータの提供、その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る串間市住宅用太陽光発電システム設置費補助金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。